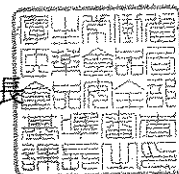


食安基発0829第1号

平成25年8月29日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成24年8月7日付け府食第706号により平成25年8月末までに提出するよう依頼のありましたカンタキサンチンの食品健康影響評価に係る補足資料について、別紙のとおり遅延する旨の理由書を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。



(別紙)

**【提出遅延理由】**

カンタキサンチンに係る必要な補足資料に関しましては、調査中であり、回答書の作成に更なる時間を必要とします。

補足資料1に関しましては、平成23年11月のEC規則の改正により欧州連合では食品への使用は禁止されています。

このような状況を踏まえ、CODEX基準及び米国等での使用実態を勘案し、補足資料1及び2の取りまとめ等の作業を行った上で提出します。

なお、国際汎用添加物としての取扱いに変わりはありません。

今後の対応については、引き続き速やかに対応します。

[カンタキサンチンの食品健康影響評価に必要な補足資料]

(平成24年8月7日付け府食第706号)

- 1 現在の欧州連合における「カンタキサンチン」の食品添加物としての使用実態を調査し、報告すること。
- 2 上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。